

令和4年度 奥多摩町まちづくり推進事業

支援金申請の手引き

※申請される方は内容をよくご確認のうえ、
申請してください。

(昨年度から一部内容が改正されております。)



奥多摩町

令和4年6月

1. はじめに

奥多摩町まちづくり推進事業支援交付金とは、住民や町に係わる皆様が主体的に企画し実施される「まち（地域）、ひと（人材）の魅力を生かし、地域コミュニティの活性化に資する事業」に対し、町より交付される支援金です。本支援金を活用して過去に実施された事業には、以下のようなものがあります。

【過去の支援対象事業一例】

① 奥多摩町公式フリータブロイド「BLUE+GREEN JOURNAL」02&03 制作プロジェクト（平成 28 年度）

実施団体	株式会社ミゲル	支援金額	966,000 円
事業概要	「暮らす視点」からの奥多摩町の魅力を発信することを目的とした町公式のフリータブロイド「BLUE+GREEN JOURNAL」を制作・発行した。		

② わさび田再生体験（令和元年度）

実施団体	おくたま海沢ふれあい農園	支援金額	100,000 円
事業概要	海沢地区の休田となっているわさび田を活用し、わさび田の再生を体験できる町民向けイベントを開催した。		

③ 『奥多摩の暮らし』を考え体験するプロジェクト（令和 3 年度）

実施団体	桐を暮らしにプロジェクト	支援金額	910,000 円
事業概要	町内の人材や地域性を活かし、様々な暮らしの角度からそれらを体験し、奥多摩の魅力的な『暮らし』について考えていけるような全 8 回のワークショップを開催した。		

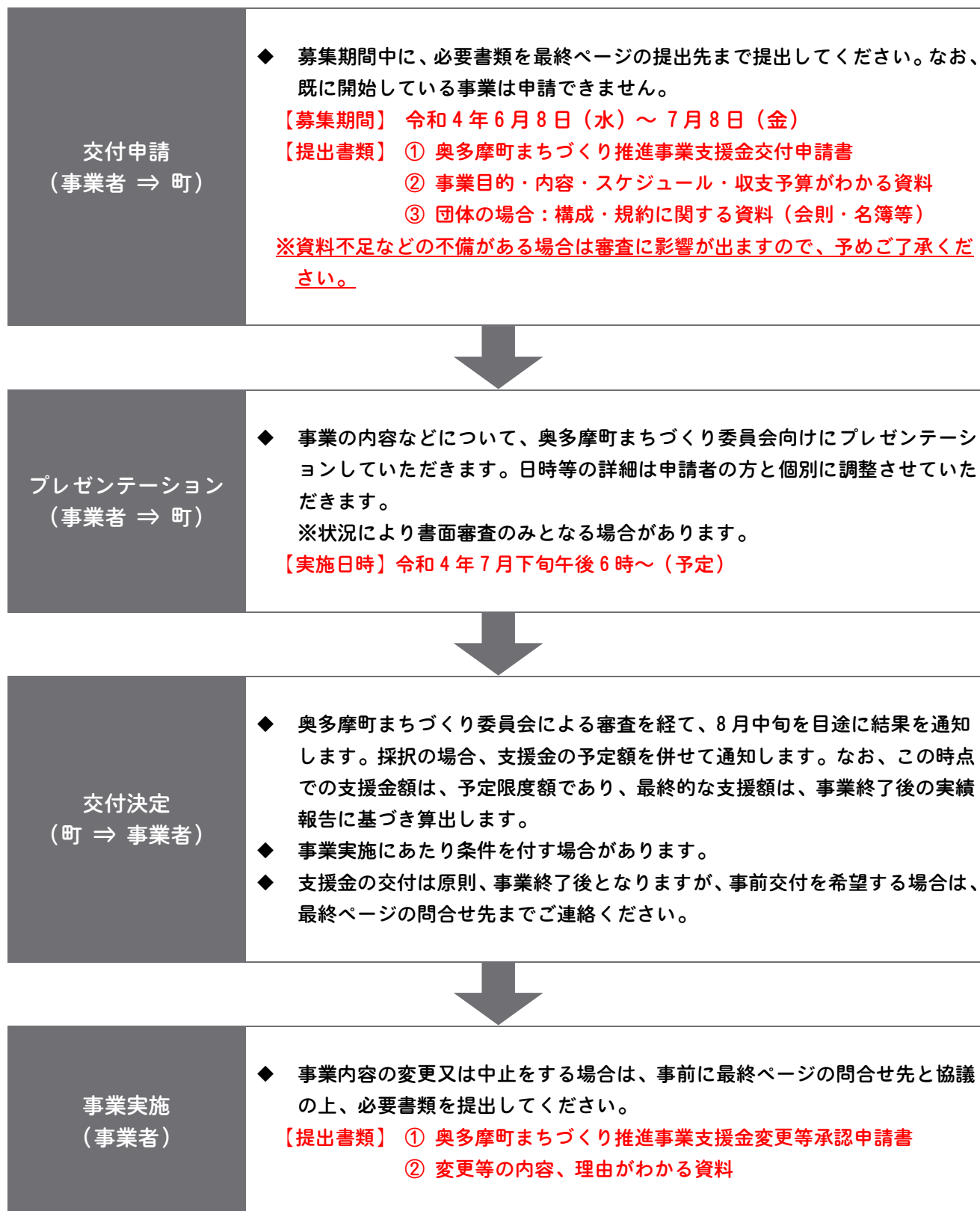
2. 制度概要

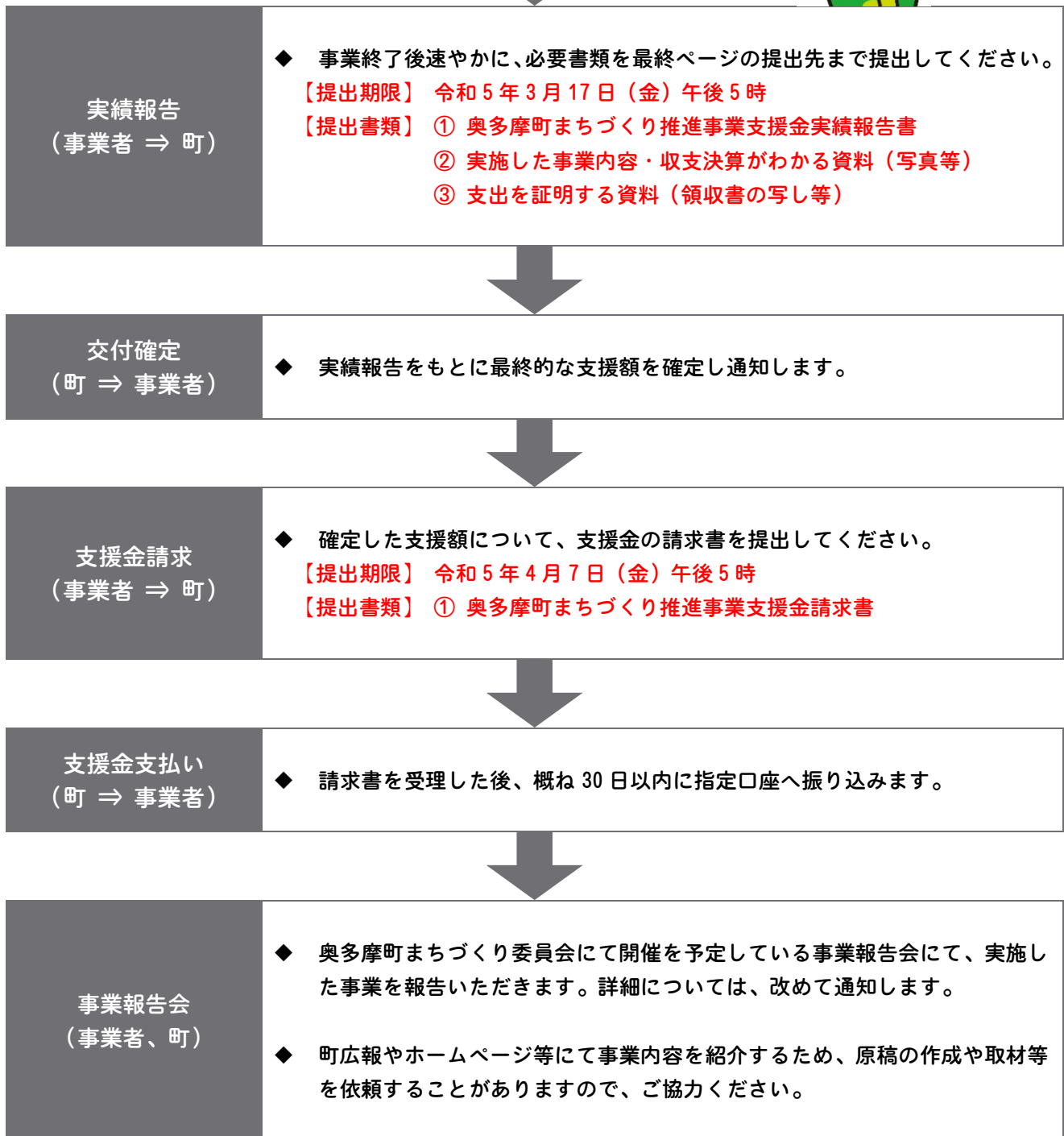
対象事業	まち（地域）、ひと（人材）の魅力を生かし、地域コミュニティの活性化に資する事業。ただし、以下に該当するものは除く。 <ul style="list-style-type: none">・町の他の補助制度の対象となる事業・営利活動のみを目的とする事業・本推進事業支援金の交付決定前に開始している事業
対象者	町内に居住する方、町に係わりのある方、町のまちづくりに興味のある方
支援金額	（限度額）100 万円 （助成率）1 年目：80% 2 年目：60% 3 年目：40% ※4 年目以降は助成なしとなります。 ※継続事業については、将来的に自立していただくため、助成率の変動があります。 ※対象事業費からその他の収入を控除した額を支援金額とします。 また、事業費は 100 万円に達しない少額規模のものでも対象となります。
募集期間	令和 4 年 6 月 8 日（水）～ 7 月 8 日（金）
審査方法	奥多摩町まちづくり委員会による書類審査及びプレゼンテーション審査 ※ 審査基準は「4. 申請事業の審査基準について」を参照

3. 手続きの流れ

本支援金を活用する際の手続きの流れは以下のとおりです。なお、提出書類の電子データは町ホームページからダウンロードできます。

URL : https://www.town.okutama.tokyo.jp/1/kikakuzaiseika/jinken_kyodo_machizukuri/1/2285.html





※事業の性質上などのやむを得ない理由により、記載のスケジュールでの事業実施が困難な場合は、申請される前に最終ページにあります問合せ先までご連絡ください。

4. 申請事業の審査基準について

奥多摩町まちづくり委員会では、以下の基準に従い、交付申請書類及びプレゼンテーション内容の審査を行います。

基 準	内 容
目 的	まちづくり推進事業の目的（まち（地域）、ひと（人材）の魅力を生かし、地域コミュニティの活性化に資する）に合致した事業であるか。
自 発 性	自発性が高く、熱意があるか。
公 益 性	多くの住民のためになる事業であるか。
必 要 性	住民からのニーズがある事業であるか。
実 現 性	実現性の高い事業であるか。
経費の適正性	経費の積算は適正であるか。
継続性・発展性	将来的に自立して、継続・発展した事業実施が見込めるか。
独創性・先駆性	独創的・先駆的な事業であるか。
地 域 特 性	地域特性を活かした事業であるか。

5. 支援対象となる経費について

支援金の対象となる経費は以下のとおりです。

区 分	内 容
賃 金	作業賃金、アルバイト賃金（当日）、その他必要と認められる賃金。純然たる事業費の性格を持つもののみが助成対象となるため、 <u>事業実施団体の構成員に支払う賃金は、名目の如何を問わず対象とならない。</u> 【基準額】 東京都の最低賃金
謝 礼 金	講師謝礼等、その他必要と認められる謝礼。純然たる事業費の性格を持つもののみが助成対象となるため、 <u>事業実施団体の構成員に支払う謝礼金は、名目の如何を問わず対象とならない。</u>
消 耗 品 費	文具等消耗品費、救急薬品、その他必要と認められる消耗品費。 <u>数量が適切でない場合は対象とならない。</u> 【限度額】 原則として1個10,000円未満
食 料 費	講師やスタッフの弁当代。 <u>事業当日分のみ対象</u> となり、事前の打ち合わせや後日の反省会に係る費用は対象とならない。内訳（@単価×人数）を明確にすること。 【限度額】 原則として1人1日1,000円（食事代、飲料代合わせて）

区 分	内 容
印刷製本費	ポスター、チラシ、プログラム、パンフレット等の印刷費。内訳（@単価×枚数）を明確にすること。
通信・運搬費	郵便及びメール便等の送料、資機材等運搬費。郵便やメール等については、費用を比較し安価な方法を使用すること。
委託費	会場設営、看板・案内板作成費、その他必要と認められる委託費。 <u>委託費の割合が著しく高い場合、その内容が明確にわかる資料の提出が必要となる。</u>
使用料・賃借料	会場使用料、会議室使用料、資機材借上料、トラック等借上料、その他必要と認められる使用料・賃借料。なお、 <u>事務所の賃借料、光熱水費は対象とならない。</u>
その他	その他事業に必要と認められたもの。 <u>備品については、基本的には対象とならないが、事業の性質上必要と認められる場合は、その限りではない。</u>

※ いずれの場合も、町からの支援金額の上限は1,000,000円となります。

※ 実績報告の際に、支出があったことが証明できる書類（領収書等）の提出がない場合は、いかなる場合でも対象経費として認められません。

※ 総事業費に対する割合が著しく高いものについては、対象経費として認められない場合があります。

6. 書類提出先・問合せ先

奥多摩町まちづくり委員会事務局（奥多摩町 企画財政課 企画調整係）

住 所：〒198-0212 奥多摩町氷川 215-6

T E L：0428-83-2360（直通）

F A X：0428-83-2344

E-mail：kikaku@town.okutama.tokyo.jp

